

寒川町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（職員対応要領）の概要と構成（令和6年4月改定版）

○概要

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、行政機関等は「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務とされました。寒川町では、これらについて職員が適切に対応するための「職員対応要領」を定めました。

○「不当な差別的取扱いの禁止」とは

障がいのある人に対して正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止。

例：窓口対応を拒否する

例：施設利用を制限する

など

○「合理的配慮の提供」とは

障がいのある人から社会の中にある障壁（バリア）を取り除くために何らかの対応を求める意思があった時に、負担が重すぎない範囲で対応すること。

例：段差がある場合に車椅子利用者のキャスター上げ等の補助をする

例：筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる

例：車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する

など

～ 職員対応要領は「要領本文」と「留意事項」の2部構成になっています。 ～

○要領本文（全3ページ）

「寒川町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」

○内容・構成

法律または国が示している基本指針の規定に準じて作成した職員対応要領の本文となり、基本的事項や町の相談体制等を規定しています。

第1条：目的（P1）

第2条：不当な差別的取扱いの禁止（P1）

第3条：合理的配慮の提供（P1）

第4条：監督者の責務（P1～2）

第5条：懲戒処分等（P2）

第6条：相談体制の整備（P2）

第7条：研修及び啓発（P2～3）

○（別紙）留意事項（全6ページ）

「（別紙）寒川町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に係る留意事項」

○内容・構成

職員対応要領の内容を補完する目的のもので、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮」の基本的考え方や具体例を規定しています。

第1：障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応の基本的な考え方（P1）

第2：正当な理由の判断の視点（P1）

第3：不当な差別的取扱いの具体例（P1～2）

（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例）（P2）

第4：合理的配慮の基本的な考え方（P2～4）

第5：過重な負担の基本的な考え方（P4）

第6：合理的配慮の具体例（P4～6）

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例）（P4）

（合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例）（P5）

（ルール、慣行の柔軟な変更の具体例）（P5～6）